新市の道筋を求めて 活かせ提言

閉会中の所管事務調査

今回は、二常任委員会が小規模校対策や市営・公営住宅の対応策について調査し、当局に提言をしました。

各地域の核となる学校の存続に各種施策を

文教厚生常任委員会

文教厚生常任委員会は、地域の核となっている学校の児童生徒数の減少が、地域の沈滞を招くなど大きな問題となっていることから、小規模校対策について調査しました。

本市の小学校は21校、中学校は5校で、児童生徒数は3、311人である。

26年度には504人減少する見込みであり、複式学級が増加するなど小規模化は一層進むものと思われる。

現在、山村留学制度を神殿小及び大丸小で実施している。また、手蓑小では、知覧小校区を対象として、小規模校入学特別認可制度に取り組んでいる。

このような中、児童数の増加が見込まれる宮脇小校区においては、市営住宅などが整備され、また、商店や支所、駅の存在など利便性に優れ、若者が住みやすい環境となっている。

以上のような本市の実態をふまえ、委員会は11月5日、霧島市立永水小学校を調査した。

永水小学校は旧霧島町の山間地にあり、49人の児童が在学しているが、児童の減少に対応するため、山村留学制度や特認校制度を活用している。特に山村留学については、平成3年9月に実施委員会を立ち上げ、PTAで取り組んでおり、現在まで138人の児童を受け入れている。今年度は家族留学を含む4人の留学生と6人の特認校制度を利用した児童が通学しているとの事であった。

学校の特色や魅力を前面に打ち出していることや、地域の受け入れ態勢が充実していることなどが児童生徒数の増加につながっている。

永水小学校で説明を受ける委員ら

年度別小・中学校児童・生徒数の見込み

●小学校　H20年7月1日現在

番号	校名	H20年度	H26年度見込	番号	校名	H20年度	H26年度見込
1	顕娃小	124	79	12	中福良小	61	31
2	宮脇小	121	157	13	松山小	121	87
3	九玉小	55	71	14	手蓑小	25	12
4	別府小	162	142	15	川辺小	485	387
5	松原小	19	21	16	高田小	81	62
6	青戸小	132	98	17	神殿小	13	6
7	栗ケ窪小	92	57	18	清水小	26	23
8	知覧小	269	257	19	田代小	34	39
9	霜出小	99	83	20	勝目小	83	76
10	松ケ浦小	34	28	21	大丸小	38	31
11	浮辺小	54	23	合計		2,128	1,770

●中学校

番号	校名	H20年度	H26年度見込	番号	校名	H20年度	H26年度見込
1	顕娃中	181	181	4	知覧中	386	326
2	別府中	116	93	5	川辺中	427	354
3	青戸中	73	83	合計		1,183	1,037

提言

○若者の定住は児童生徒増につながることから、積極的な企業誘致や道路、住宅などのインフラ整備により魅力ある住環境づくりに取り組むこと。

○地域の特色、魅力を前面に打ち出しながら、地区公民館を中心に学校と住民が一体となって児童生徒増に取り組むこと。

○学校が各地域の核となっている現状をふまえ、現在の21小学校の存続に向け、ソフト面、ハード面において各種施策を強力に展開すること。

住環境の整備促進で団地の有効活用を

産業建設常任委員会

産業建設常任委員会では、住環境の整備促進のため、本市の市営・公営住宅の適正な管理と今後の住宅施策のあり方などについて、10月29日に市内の現地調査を実施しました。

本市の市営・公営住宅の戸数は、顕娃地域268戸、知覧地域313戸、川辺地域111戸と地域により差があり、特に戸数の少ない川辺地域は、民間業者による賃貸住宅が多い。

また、低所得者向けの公営住宅戸数は、顕娃地域221戸、知覧地域231戸、川辺地域64戸である。

住宅の整備状況は、新規の住宅建設は、顕娃地域は計画的に数戸ずつ整備しており、知覧地域はここ10年新たな住宅整備は行われていないが、年次計画を立て鉄筋コンクリート構造住宅の大規模改修を行っている。川辺地域は将来の建設に向け、空き家となった老朽住宅の撤去を進めながら、平成13年度から新たに地域活性化住宅の建設に取り組んでいる。

なお、総体的に老朽化が進み、雨漏りや水道施設などの修繕が増加傾向にある。

南九州市営・公営住宅　種類別・地域別一覧　H20年8月25日現在

区分	顕娃		知覧		川辺		合計	
	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合
公営住宅	221	31.9%	231	33.4%	64	9.3%	516	74.6%
特定公共賃貸住宅	41	5.9%	18	2.6%	16	2.3%	75	10.8%
世帯用住宅	41	5.9%	18	2.6%	9	1.3%	68	9.8%
単身用住宅	0	0.0%	0	0.0%	7	1.0%	7	1.0%
一般住宅	6	0.9%	64	9.2%	15	2.2%	85	12.3%
世帯用住宅	6	0.9%	18	2.6%	15	2.2%	39	5.7%
単身用住宅	0	0.0%	46	6.6%	0	0.0%	46	6.6%
地域活性化住宅（世帯用）	0	0.0%	0	0.0%	16	2.3%	16	2.3%
合計	268	38.7%	313	45.2%	111	16.1%	692	100.0%

地域活性化住宅とは？

・市が用地を取得し宅地造成を行い、一定の条件を付して借家住宅の建設を民間に公募する。

・希望者のうち、本市に有利な条件の提示のあった者と15年間の賃貸契約を結ぶ。

・市は当該住宅の建設後、本事業の対象者に市営住宅として貸し出す。

・住宅の借り上げ料と家賃の差額は市の負担とし、管理費は建設者の負担とする。（建設地については15年間毎月土地代返済金として定額を徴収し、借り上げ終了後建設業者に無償譲渡する）

川辺地域の活性化住宅

提言

○旧川辺町で事業実施された地域活性化住宅事業は有効な施策であり、市民に事業内容などを周知するとともに、市遊休地などを活用し本事業の推進を図ること。

○地域により市営・公営住宅は戸数、耐用年数など大きな差異がある。市内全域の民間賃貸住宅を含めた住宅状況を調査・把握し、地域のバランスに配慮した住宅整備を図ること。

○老朽化に伴い解体が決定している団地は、入居者が退去後、逐次解体を行っているが、残存住宅により土地の有効活用が困難である。入居者の置かれている立場を十分に配慮しながら転居策を進め、団地全体が有効活用されるよう、早急に取り組むこと。

閉会中の所管事務調査

総務常任委員会
「防災体制の現状と今後の対応策について」

文教厚生常任委員会
「文化財に対する取り組みと活用について」

産業建設常任委員会
「道路の整備と管理について」